

健康

歯周疾患検診を受けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

多くの人が、私たちの体に重要な役割を持つ自分の歯を歯周病で失っています。痛くなつてから歯科医院に通い始めるのではなく、日頃からかかりつけの歯科医院で定期的に歯科検診を受けましょう。

誰でもかかる歯周病

日本人の成人の約8割が歯周病またはその予備軍といわれています。歯周病は、プラーク(歯垢)の中の歯周病菌が歯茎に炎症を起こし、徐々に周りの組織を破壊していく細菌感染症です。自覚症状がなくても進行し、歯茎が腫れ上がり、歯と歯肉の間に隙間ができたり、出血したりするようになり、最終的には歯を支える骨(歯槽骨)が溶けて歯がぐらつき、抜けてしまうこととなります。

自分でできること

歯周病を予防するには、適切なブラッシングでプラークを取り除くことや、生活習慣を見直すことが大切です。鏡を使って歯肉を観察し、毎日のブラッシングでプラークが残りやすい歯と歯の間、歯と歯茎の間などを重点的に磨くようにしましょう。また、喫煙や食事、運動などの生活を見直して、リスクの軽減に努めましょう。


歯科医院での歯周病予防

町では、40歳から節目の年齢を対象に歯周疾患検診を助成し、いつでも自分の歯でおいしく食べるために、「80歳で20本の歯を残そう」という「8020運動」を推進しています。

ぜひ、この機会に検診を受けて健康な歯を維持し、豊かで健康的な生活を過ごしましょう。

■期間	4月～12月末
■内容	歯と歯周の検診
■場所	町内の委託医療機関(要予約)
■対象者	平成26年度に40歳、50歳、60歳、70歳になる人(対象者には、4月中に個別通知します)
■費用	700円

菊陽町健康増進計画では、「定期的に歯科検診を受けている人(成人)の増加」を目指しています。平成23年の町の現状は56%でした。平成28年までに75%以上を目指します。



健康

「人間ドック健診補助」と「はり・きゅう券」を交付します

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人「人間ドック健診」の補助と、「はり・きゅう券」の交付を行っています。希望する人は、次の内容を確認してお申し込みください。

人間ドック健診補助

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人は、町を通して人間ドックを申し込むと、町が一律25,000円を補助します。

■受診機関

- ・日本赤十字社熊本健康管理センター
- ・済生会熊本病院予防医療センター
- ・熊本県総合保健センター

■健診コース

標準コース、消化器コースなど21コースを準備しています(コースで個人負担が異なります)。

※後期高齢者医療に加入している人で人間ドックを希望する人は、申請書を郵送しますのでお問い合わせください。

■申込期限

6月2日(月)まで随時受け付けますが、健診コースによっては定員になり次第受付を終了します。早めに申し込んでください。

はり・きゅう券交付

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人と、はり・きゅう療養費の支給を受けていない人は、はり・きゅう券の交付申請をすると、1回の施術につき1,000円を町が負担します。

■交付枚数

- ①国民健康保険加入者
1世帯につき年間60枚まで
- ②後期高齢者医療加入者
1人につき年間30枚まで

■はり・きゅう券が利用できる施術所
・渡部はり・マッサージ(津久礼)

・緒方鍼灸あんま治療院(辛川)

☎(232)4883

■申請場所
健康・保険課または武蔵ヶ丘支所

■持参物
印鑑、保険証



医療機関への適正受診を心掛けてください

現在、休日や夜間に救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症患者への治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の調剤のときには、次のことに注意しましょう。

体

調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。休日や夜間に救急外来を受診すると、重症患者への対応が遅れてしまう心配があるほか、医師の負担が増え、医療費も割増料金で高くなります。

か

かりつけの医師を持ち、気になることがあったら早めに相談しましょう。

同

じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪影響を及ぼす心配もあります。現在、受けている治療に不安などがあるときには、医師に伝えて相談してみましょう。

後

発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同じ効能があると認められていて、費用も安く済みます。ジェネリック医薬品を希望する場合は医師や薬剤師に相談しましょう。

薬

には副作用があり、複数の薬を使用する場合は飲み合わせで副作用が強くなる場合があります。「お薬手帳」を活用し、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせに注意しましょう。また、薬が余っている場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。

■問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912



各種手当の額が改定されました

平成26年4月分の手当から、各種手当の額が改定されました。

名称	支給対象	平成26年4月からの支給額(月額)		
		全部支給の額		
児童扶養手当	母子家庭や父子家庭など	全部支給の額	41,020円	120円減
		一部支給の額	41,010～9,680円	
特別児童扶養手当	自宅で障がいのある子どもを育てている親など	1級	49,900円	150円減
		2級	33,230円	100円減
障害児福祉手当	在宅で重い障がいのある子ども	14,140円		40円減
特別障害者手当	在宅で重い障がいのある大人	26,000円		80円減

※平成26年度の手当額は、0.3%の引き下げになりました。

■問い合わせ 福祉課 子育て支援係、福祉係 ☎(232)4913